

農薬
適正使用の
ポイント

農薬ごとに定められた 使用方法を遵守

(散布する作物、使用量(希釈倍数)、
使用時期、総使用回数を厳守)



〇〇××剤 農林水産省登録番号第00000号
有効成分：●●●●●●…40%

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	総使用回数	使用方法
〇〇	〇〇〇〇	2000倍	発生初期	3回	散布
〇〇	〇〇〇〇	2000倍	発生初期	4回	散布
〇〇	〇〇〇〇	1500倍	発生初期	5回	散布

農薬
適正使用の
ポイント

住宅地に近接する 農地では事前に 周辺住民に周知を

農薬使用履歴

1. 使用年月日
2. 使用場所
3. 農作物名
4. 農薬の種類
または名称
5. 使用量または
希釈倍数

農薬散布のお知らせ

〇〇年〇月〇日
〇時~〇時

場所〇〇〇〇 目的〇〇〇〇
農薬名〇〇〇 連絡先〇〇〇



新潟県 農薬危被害防止運動

令和8年
運動期間
6月1日
~8月31日

農薬使用前、 ラベルよく見て 周囲見えて



農薬
適正使用の
ポイント

使用後の
防除器具等の
洗浄を徹底



農薬
適正使用の
ポイント

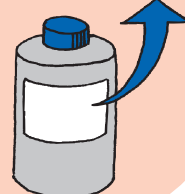
農薬散布は
無風または
風が弱いときに

農薬ラベルをよく確認しましょう 農薬の飛散防止に努めましょう

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう

- 使用する農薬の登録番号（農林水産省登録第〇〇〇号）または特定農薬であることを確認しましょう。
なお、農薬として登録されていないのに「虫がよいつかない」「病気がなおる」等の効果をうたっている資材は使用できません。
- 使用する前に、農薬の容器や包装のラベルの表示内容をよく読み、使用する作物・病害虫に登録があることや、最終有効年月を過ぎていないことを確認しましょう。
農産物を市場や農産物直売所へ出荷するだけでなく、他人へ譲渡する、自ら利用する生産者も必ず農薬ラベルを確認することが必要です。

農林水産省登録
第〇〇〇号



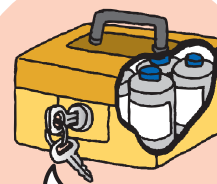
2 農薬の飛散防止に努め 住宅地等の周辺での農薬散布を控えましょう

- 周辺の生産者に対し、散布の事前周知を行うとともに、飛散防止措置を行います。
- 住宅地や学校、公園等に近接する農地ではなるべく農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむを得ず散布する場合も、周辺住民への事前周知や飛散防止措置に努めるなど、十分な配慮をしましょう。



3 農薬の適切な保管管理を徹底しましょう

- 誤用・誤飲を防ぐため、農薬の他の容器への移し替えは行ってはいけません。
- 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる保管場所で管理しましょう。



鍵の保管もしっかりと

4 防除器具等の適正使用・管理、 空容器等の適正処理を行いましょ

- 農薬の使用前には防除器具の点検を行い、正常に作動すること及び、十分に洗浄されていることを確認しましょう。
- 農薬散布時は防護装備を着用し、農薬を浴びないようにしましょう。
- 農薬の使用後は防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭ノズル等、残留の可能性のある箇所を十分に洗浄しましょう。
- 空容器等農業用廃プラスチック類は、各地域のルールに従い、適正に処理をしましょう。



5 環境負荷の軽減を図りましょう

- 抵抗性品種の導入や栽培管理・施肥技術の改善、天敵を利用した防除等を組み合わせることで薬剤使用の低減を図り、環境にやさしい病害虫防除に努めましょう。